

# 事業登録申請の手引き (建築物飲料水水質検査業)

令和3年12月

大津市保健所 衛生課

# 目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1
- 一般的な手続きについて・・・・・・・・・・・・ p2
- 登録の申請方法及び登録基準について・・・・・・・・ p3～p4
- その他必要な手続きについて・・・・・・・・ p5～p6
- 各種申請書等の様式について・・・・・・・・ p7～p18
- 登録申請書の記載例について・・・・・・・・ p19～p24

## 《お問い合わせ先》

大津市保健所衛生課

〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 1 階

TEL : 077-522-7372

FAX : 077-522-7373

## はじめに

建築物における衛生的環境の確保に関する事業（建築物管理業）の登録は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に規定する以下の8事業について、大津市保健所長に申請することにより受けることができます。

なお、本登録を受けなければ当該事業を行うことができないというものではありませんが、登録を受けたもの以外は登録を受けた旨の表示をすることはできません。

### ～建築物管理業の登録制度～

ビル等の建築物の維持管理には専門的知識や経験、特別な機械器具等が必要となることから、その業務を第三者に委託されることがあります。これら業者の資質の向上と従事者の技術・技能の向上を図ることを目的として、一定の基準を充足していることを要件とする登録制度が設けられたものです。

なお、この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法等に関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます。

### (1) 登録を受けられる事業

事業	業務内容	手数料
建築物清掃業	建築物内の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）	36,000 円
建築物空気環境測定業	建築物内の空気環境（温度、湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流）の測定を行う事業	36,000 円
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業	36,000 円
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業	36,000 円
建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物の飲料水貯水槽（受水槽、高置水槽等）の清掃を行う事業	36,000 円
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業	36,000 円
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業	36,000 円
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のを併せ行う事業	46,000 円

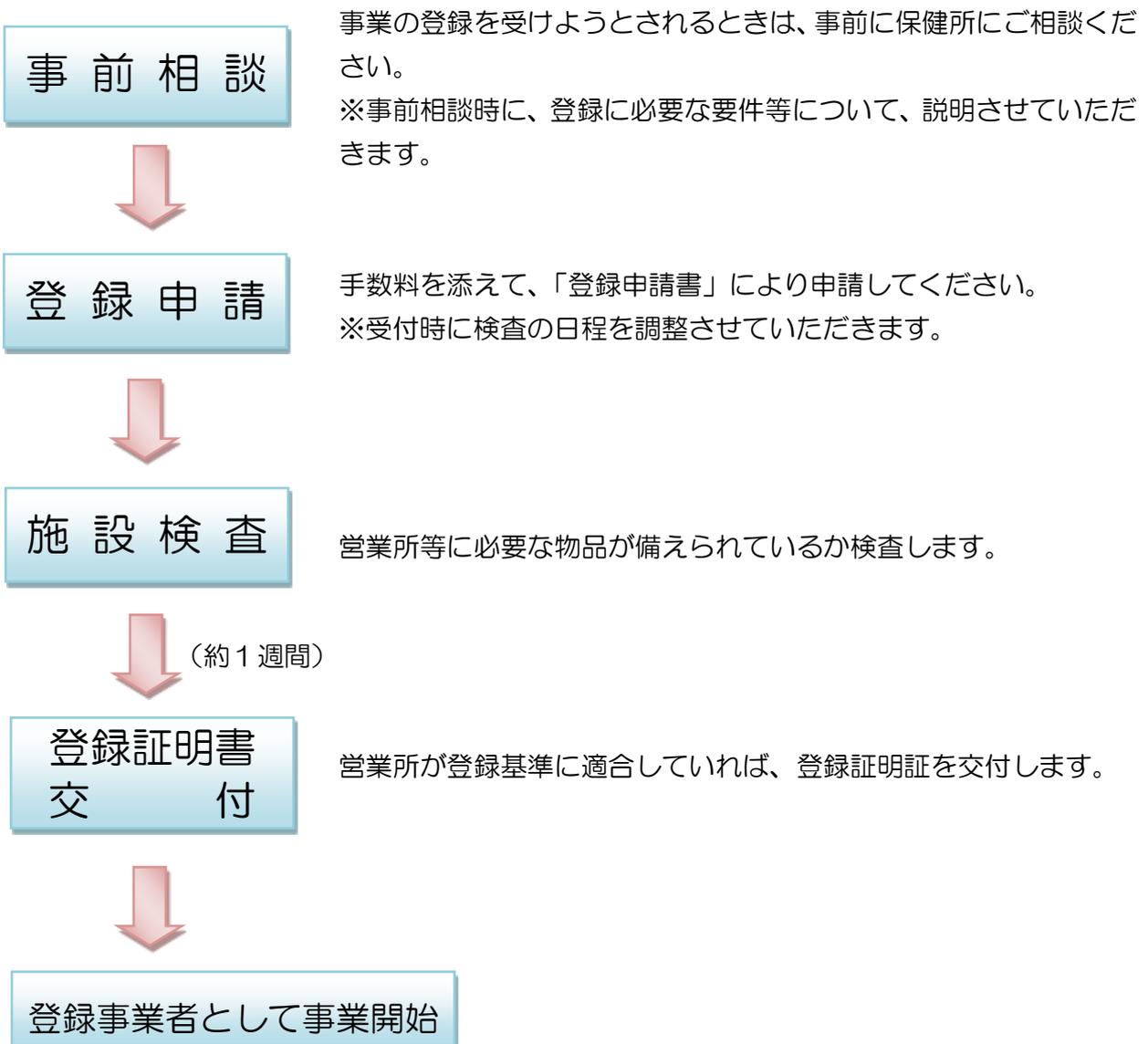
## (2) 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心と見られる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

## (3) 登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から6年間であり、この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受ける必要があります。

### 1. 一般的な登録手続きの流れ



## 2. 登録の申請方法

建築物飲料水水質検査業の登録及び再登録を受けようとするときは、おおむね2週間前までに申請してください。

### 【申請に必要なもの】

○手数料（36,000 円）

○登録申請書（様式第4号）

届出書には押印不要です。

○添付書類（記載例を参考に記載してください。）

- ・設備・機器名簿
- ・検査室の位置図及び検査室の構造・機械器具の配置を明らかにした図面
- ・監督者等名簿
- ・水質検査実施者の資格を証する書面

学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	①卒業証明書 ②実務従事証明書
衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	①衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し ②実務従事証明書
学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学等の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	①卒業証明書 ②実務従事証明書
技術士	技術士登録証の写し
学校教育法に基づく大学、短期大学又は高等専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	①卒業証明書 ②実務従事証明書

- ・作業実施方法等

## 4. 登録の基準

### （1）物的要件

次の機械器具及び検査室を所有していること。

機械器具
① 高圧蒸気滅菌器
② 恒温器
③ フレームレス原子吸光光度計、誘導結合プラズマ（ICP）発光分光分析装置、又は誘導結合プラズマ質量分析（ICP-MS）装置
④ イオンクロマトグラフ
⑤ 乾燥機
⑥ 全有機炭素定量装置
⑦ pH 計
⑧ 分光光度計、又は光電光度計
⑨ ガスクロマトグラフ質量分析（GC-MS）計
⑩ 電子天びん、又は化学天びん

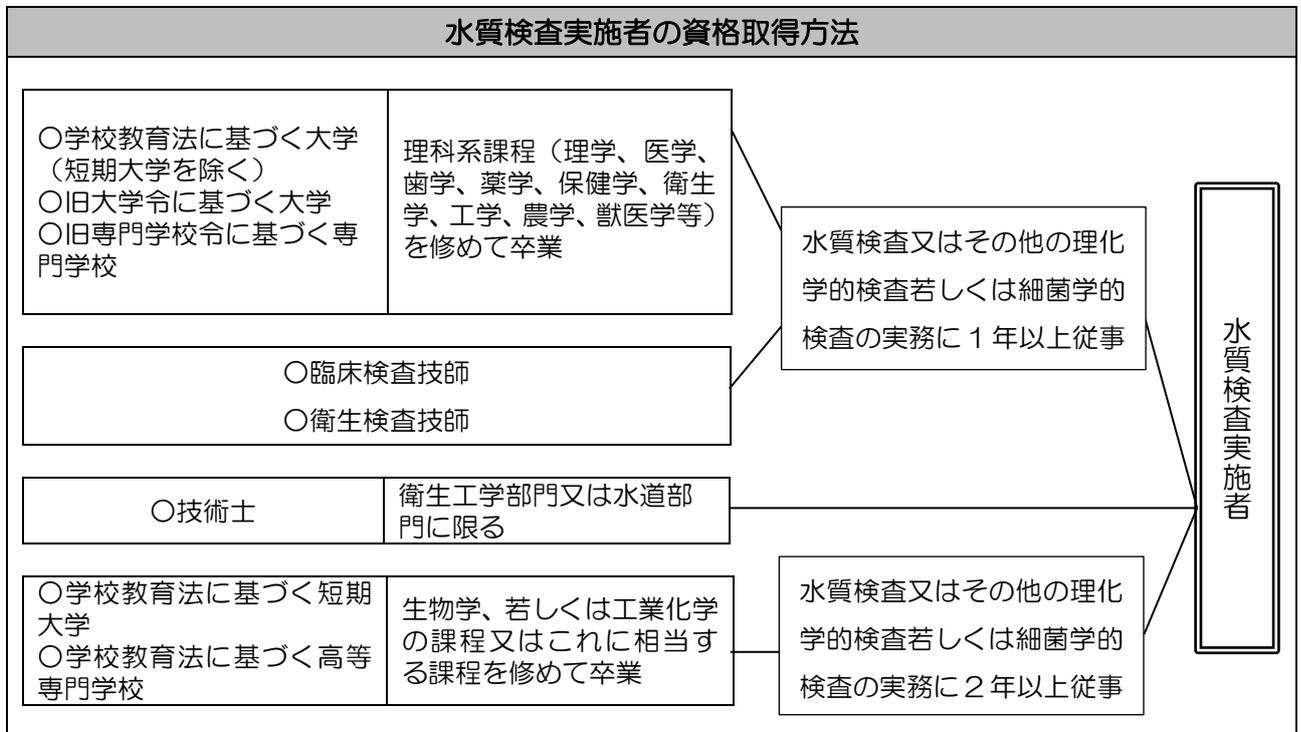
### 水質検査を適確に行うことのできる検査室

- ① 実験台、流し台、作業台、測定台、薬品戸棚の配置が水質検査作業にふさわしい配置となっていること。
- ② 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。
- ③ ドラフトチャンバーが設置されていること。
- ④ 必要な換気扇、水栓、ガス栓、コンセントが設けられていること。
- ⑤ 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていること。
- ⑥ 天びん台等必要な部分に必要な防震措置が施されていること。

(注) 物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借入れは認められません。同一の機械器具で、2つ以上の事業の登録を受ける、または、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

## (2) 人的要件

### ア 水質検査を行う者は「水質検査実施者」であること。



(注) 水質検査実施者は、他の登録営業所の水質検査実施者として登録はできません（兼任できません。）また、他の登録業種の有資格者としての登録もできません（兼任できません）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任もできません。

### (3) その他の要件

清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。

<b>ア 水質検査の方法（試料の採水及び保存に関する事項を含む。）</b>
◎水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。（告示第117号 第四の一） ◎水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。（告示第117号 第四の二）
<b>イ 水質検査結果の保存期間</b>
◎水質検査の結果を5年間保存すること。（告示第117号 第四の三）
<b>ウ 試薬、標準物質の保管方法</b>
◎水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。（告示第117号 第四の四）
<b>エ 機械器具の点検等の方法、これら記録の保存方法</b>
◎水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。（告示第117号 第四の五）
<b>オ 業務の実施者及び委託した業務の実施状況の把握方法</b>
◎水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法がア、ウ及びエに掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施すること。（告示第117号 第四の六）
<b>カ 苦情及び緊急の連絡に対する体制</b>
◎建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。（告示第117号 第四の七）

## 6. その他必要な手続きについて

### (1) 変更の届出

登録業者は次の事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に保健所長にその旨を届出する必要があります。

- ・氏名又は名称、住所、法人にあつては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ・登録基準に係る主要な機械器具その他の設備
- ・水質検査実施者
- ・作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法
- ・登録基準に係る主要な機械器具その他の設備、監督者等並びに作業及び作業に使用する機械器具その他の設備の維持管理の方法

#### 【届出に必要なもの】

##### ○登録事項等変更届出書（様式第 5 号）

※届出書には押印不要です。

##### ○添付書類

###### ア 主要な機械器具の変更の場合

変更後の機械器具の概要を記載した書面

###### イ 水質検査室の変更の場合

変更後の検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面

###### ウ 水質検査実施者の変更の場合

変更後の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類

###### エ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法の変更の場合

変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

### (2) 廃止の届出

登録業者は、登録に係る業務を廃止したときは、その日から 30 日以内に保健所長にその旨を届出する必要があります。

#### 【届出に必要なもの】

##### ○登録事業廃止届出書（様式第 6 号）

※届出書には押印不要です。

##### ○添付書類

- ・登録証明書

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

### (3) 書換え交付の申請

登録業者は、変更の届出(登録証明書の記載事項に変更を生じるものに限る。)をしたときは、保健所長に登録証明書の書換え交付を申請することができます(手数料なし)。

#### 【届出に必要なもの】

##### ○登録証明書書換え交付申請書(様式第7号)

※届出書には押印不要です。

##### ○添付書類

・登録証明書

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

### (4) 再交付の申請

登録業者は、登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、保健所長にその再交付を申請することができます(手数料なし)。

#### 【届出に必要なもの】

##### ○登録証明書再交付申請書(様式第8号)

※届出書には押印不要です。

##### ○添付書類

・登録証明書(破損又は汚損の場合に限る。)

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

様式第4号（第4条関係）

登録申請書		受 付 欄
(宛先) 大津市保健所長  建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2 第1項の規定により、登録を受けたいので、関係書類を添えて 申請します。		年 月 日
申請者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒  電話 (       )       -
登録を受けようとする事業の区分		
営業所の名称		
営業所の所在地		
営業所の責任者の氏名		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 申請者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載すること。

設 備 ・ 機 器 名 簿

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購 入 年 月 日

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 監督者等名簿

年 月 日現在

監督者・実施者等の別	氏 名	業 務 範 囲	経 験 年 数	資 格 の 種 別	資格取得年月日
(注1)		(注2)		(注3)	

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者および空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。

(注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。



## 作業実施方法等

年 月 日現在

	作 業 班	監 督 者 等	使 用 す る 機 械 器 具
作 業 編 成			
作 業 手 順 等			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア〜ク」参照

# 作業実施方法等

年 月 日現在

業務を委託する際の手順および委託した業務の実施状況の把握方法

苦情および緊急の連絡に対する体制

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第5条関係）

登録事項等変更届出書		受 付 欄
年 月 日		
(宛先) 大津市保健所長  建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により登録を受けた事項について、次のとおり変更が生じたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。		
届出者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒  電話 (       )       -
登録を受けた事業の区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
変更年月日		年 月 日
変更内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第6号（第5条関係）

登録事業廃止届出書		受 付 欄
年 月 日		
(宛先) 大津市保健所長  建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録を受けた事業を廃止しましたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。		
届出者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒  電話 (       )       -
登録を受けた事業の区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
事業廃止年月日		年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 添付書類 登録証明書

様式第7号（第6条関係）

登録証明書書換え交付申請書		受 付 欄
年 月 日		
(宛先) 大津市保健所長  大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行 細則第6条の規定により、次のとおり登録証明書の書換え交 付を申請します。		
申請者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒  電話 (       )       -
登録を受けた事業の 区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
変更年月日		年 月 日
変更 内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類 登録証明書

様式第8号（第7条関係）

登録証明書再交付申請書		受 付 欄
年 月 日		
(宛先) 大津市保健所長  大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行 細則第7条の規定により、次のとおり登録証明書の再交付を 申請します。		
申請者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒  電話 (       )       -
登録を受けた事業の 区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
再交付を受ける理由		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 添付書類 登録証明書を破損し、又は汚損した場合は、当該登録証明書

## 登録証明書紛失届

届出者氏名

---

届出者住所

---

営業所の名称

---

営業所の所在地

---

登録を受けた事業の区分

---

私は、登録証明書を紛失しましたので、紛失届を提出します。なお、登録証明書を発見したときは、速やかに返納いたします。

年 月 日

届出者

---

(宛先)

大津市保健所長 様

# 建築物飲料水水質検査業の記載例

様式第4号（第4条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">登録申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>(宛先) 大津市保健所長</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>		<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">受付欄</p>
申請者	ふりがな 氏名	<p>かぶしがいしやおおつしやくしよ <b>株式会社大津市役所</b> だいひょうとりしまりやく おおつたろう <b>代表取締役 大津 太郎</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p>
	住所	<p>〒520-8575</p> <p><b>大津市御陵町3-1</b></p> <p style="text-align: right;">電話 (〇〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇</p>
登録を受けようとする事業の区分		<b>建築物飲料水水質検査業</b>
営業所の名称		<b>株式会社大津市役所 大津営業所</b>
営業所の所在地		<b>大津市浜大津四丁目1-1</b>
営業所の責任者の氏名		<b>大津 花子</b>

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

注2 申請者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載すること。

登録申請書の日付と同一にすること。

設備・機器名簿

〇〇年〇〇月〇〇日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月日
高圧蒸気滅菌器	大津株式会社製 OOTSU-100V	4	〇〇年〇〇月
恒温器	大津株式会社製 OOTSU-100S	2	〇〇年〇〇月
フレイムレス—原子吸光光度計	大津株式会社製 OOTSU-100R	1	〇〇年〇〇月
イオンクロマトグラフ	大津株式会社製 OOTSU-1000	1	〇〇年〇〇月
乾燥器	大津株式会社製 OOTSU-100P	4	〇〇年〇〇月
全有機炭素定量装置	滋賀株式会社製 SHIGA-80V	1	〇〇年〇〇月
pH計	滋賀株式会社製 SHIGA-50R	1	〇〇年〇〇月
分光光度計	滋賀株式会社製 SHIGA-500	1	〇〇年〇〇月
ガスクロマトグラフ—質量分析計	滋賀株式会社製 SHIGA-50T	2	〇〇年〇〇月
電子天びん	滋賀株式会社製 SHIGA-50R	6	〇〇年〇〇月

「作業実施方法等」記載する機械器具と整合させること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

監督者等名簿

登録申請書の日付と同一にすること。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

監督者・実施者等の別	氏名	業務範囲	経験年数	資格の種別	資格取得年月日
(注1) 水質検査実施者	大津 太郎	(注2) 水質検査業務全般	15年	(注3) 〇〇大学理学部卒業	〇〇年〇月〇日

水質検査実施者が複数いる場合には、それぞれの業務分担を記載する。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者および空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。

(注3) 〇〇講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

登録申請書の日付と同一にすること。

## 作業実施方法等

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業 編 成	第1班	大津 太郎	高圧蒸気滅菌器、恒温器、フレイムレス—原子吸光光度計、イオンクロマトグラフ、乾燥器、全有機炭素定量装置、pH計、分光光度計、ガスクロマトグラフ—質量分析計、電子天びん
作業 手 順 等	<p>以下の事項について記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 水質検査の方法(試料の採水及び保存に関する事項を含む)</li><li>・ 試薬及び標準物質の保管方法</li><li>・ 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名</li><li>・ 機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法</li><li>・ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名</li></ul> <p>⇒記載例は、次のページ</p>		

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア〜ク」参照

- 1 採水容器は、事前に洗浄したものを使用する。ただし、細菌検査用採水容器については、滅菌済のものを使用する。
- 2 試料の採水は、容器を試料水で数回すすいでから、容器に空気が残らないよう採水する。なお、細菌検査用試料の採水については、汚染に注意し、採水後、直ちに栓をする。
- 3 試料は採水後、保冷箱等を用い速やかに検査室に搬入し、検査を実施する。また、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存する。
- 4 水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項についての検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行う。
- 5 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫に保管する。
- 6 水質検査に用いる機械器具その他の設備は、定期的目視等による点検を行い、必要に応じ、整備又は修理を行う。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録については、機械器具その他の設備ごとに整理して保管する。
- 7 検査室は、管理責任者を選任し、常に整理整頓を行い、1週間に1回程度検査室の全体清掃を行う。  
  
管理責任者氏名 : 大津 花子
- 8 作業終了後、水質検査結果報告書を2部作成し、1部を依頼者へ提出し、もう1部は、保存責任者を選出し、自社で5年間保存する。

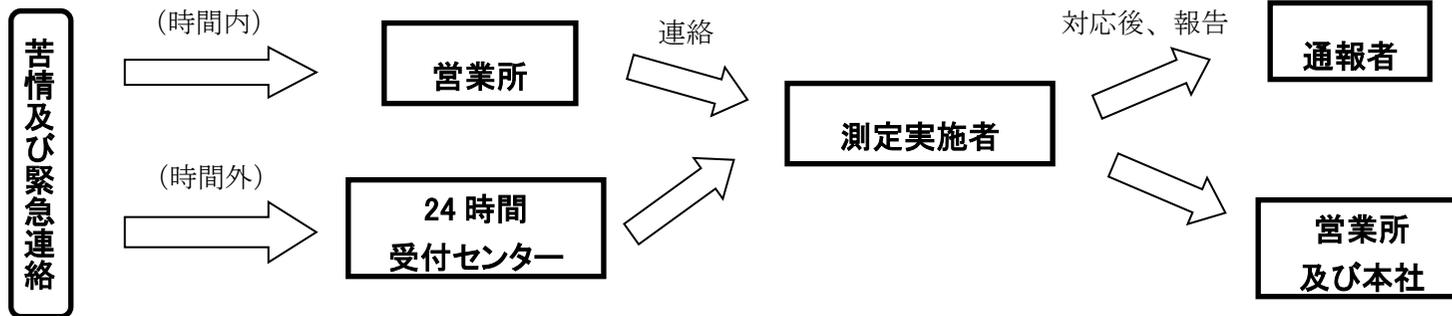
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア〜ク」参照

業務を委託する際の手順および委託した業務の実施状況の把握方法

- ① 建築物登録業者の中から委託先を検討する。
- ② 委託候補者の作業内容を下見し、また、過去の実績及びクレーム状況を把握した上で委託を決定する。なお、業務を委託する時は、あらかじめ依頼者に受託者の氏名、委託する業務の範囲及び期間等を通知する。
- ③ 業務委託後は、受託者から業務の実施状況について定期的に報告を受け、その業務内容が適切であるか常時確認する。

苦情および緊急の連絡に対する体制



(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。